

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 9 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600518号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600216号

第1 結論

請求者のA社における平成15年4月30日の標準賞与額を24万円、平成17年4月28日の標準賞与額を14万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年4月30日及び平成17年4月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月30日及び平成17年4月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月30日
② 平成17年4月28日

年金事務所からの連絡によりA社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳の記録により、請求者は、平成15年4月30日に同社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚から提出された「平成15年4月分賞与」と記載された給与支給明細書により、当該同僚は、賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記適用台帳で確認できる標準賞与額の記録(24万円)及び上記預金通帳の写しで確認できる振込額より推認した厚生年金保険料控除額から24万円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「平成17年4月分賞与」と記載された給与支給明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成17年4月28日にA社から賞与が支給され、

当該賞与額に見合う標準賞与額 14 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 15 年 4 月 30 日及び平成 17 年 4 月 28 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについて、資料は残っておらず確認できない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600620号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600220号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年4月27日の標準賞与額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

平成19年4月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月27日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C厚生年金基金から提出された請求者に係る「加入員適用記録照会」、D健康保険組合の回答及びA社から年金事務所に提出された請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、平成19年4月27日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、A社は、請求者に対し厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上記賞与支払届は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成23年5月16日に届け出られたことにより、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記「加入員適用記録照会」、健康保険組合の回答及び上記賞与支払届において確認できる標準賞与額から、5万2,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600643号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600221号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年9月28日から昭和42年3月31日に訂正し、昭和39年9月の標準報酬月額を1万8,000円、同年10月から昭和40年9月までの標準報酬月額を2万円、同年10月から昭和41年9月までの標準報酬月額を2万2,000円、同年10月から昭和42年2月までの標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和39年9月28日から昭和42年3月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年9月28日から昭和43年8月16日まで

A社の資格喪失年月日は昭和39年9月28日と記録されているが、同日以後も同社に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和39年9月28日から昭和42年3月31日までの期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和40年10月及び昭和41年10月の定時決定の記録が取り消された上で、昭和39年9月28日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、請求者と同様に昭和39年9月28日に資格喪失した同僚は、A社が倒産して一緒に辞めた旨陳述している。

一方、上記被保険者名簿では、A社は、昭和42年3月31日付けで、昭和39年9月28日に遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされていると認められるが、昭和39年9月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同日後の異なる日付で被

保険者資格を喪失した記録を同日に遡って訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録及び同社の商業登記簿謄本により、昭和39年9月28日から昭和42年3月31日までの期間において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和39年9月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、当該喪失処理が行われたと推認される昭和42年3月31日であると認められる。

また、昭和39年9月から昭和42年2月までの標準報酬月額については、請求者の取消前の厚生年金保険の記録から、昭和39年9月は1万8,000円、同年10月から昭和40年9月までは2万円、同年10月から昭和41年9月までは2万2,000円、同年10月から昭和42年2月までは2万4,000円とすることが必要である。

請求期間のうち、昭和42年3月31日から昭和43年8月16日までの期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、昭和43年8月15日まで、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記商業登記簿謄本によると、A社は昭和43年10月28日に解散しており、事業主は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者及び請求者と同様に昭和42年3月31日以後もA社に勤務したとする同僚は、当該期間に係る給与明細書を保有していない。

このほか、請求者の昭和42年3月31日から昭和43年8月16日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和42年3月31日から昭和43年8月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600650号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600222号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年8月31日から同年9月1日に訂正し、昭和43年8月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

また、C社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年12月1日から同年9月1日に訂正し、昭和43年9月及び同年10月の標準報酬月額を5万6,000円、同年11月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年8月31日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

A社B事業所の事業主は、請求者に係る昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間、C社の事業主は、請求者に係る昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月31日から同年12月1日まで

昭和43年8月31日までA社B事業所に在籍し、同年9月1日からC社での勤務を命ぜられたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る人事記録及び同社の回答並びに請求者から提出された同社の辞令及びC社の「昭和43年分 給与所得の源泉徴収票」の記載内容から判断すると、請求者は、当該期間にA社B事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年8月の標準報酬月額については、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿に記録されている請求者の昭和43年8月の随時改定の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和43年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和43年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和43年8月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出されたC社の辞令、給料支給明細書及び「昭和43年分 給与所得の源泉徴収票」の記載内容並びにD社の回答から判断すると、請求者は、当該期間にC社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和43年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支給明細書の保険料控除額から、昭和43年9月及び同年10月は5万6,000円、同年11月は6万円とすることが妥当である。

一方、C社に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和43年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、昭和43年9月1日から同年11月30日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は当該期間に既に法人であったことが確認できる上、同僚から提出された同社社内報における創立時の記録において、5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和43年9月から同年11月までの期間において、C社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600530号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600223号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年8月31日から同年9月1日に訂正し、昭和43年8月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

また、C社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年12月1日から同年9月1日に訂正し、昭和43年9月から同年11月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年8月31日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

A社B事業所の事業主は、請求者に係る昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間、C社の事業主は、請求者に係る昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月31日から同年12月1日まで

C社創業の準備要員として、昭和43年6月頃より同社勤務になった。辞令上は、昭和43年8月31日までA社B事業所に在籍し、同年9月1日からC社での勤務を命ぜられたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る人事記録及び同社の回答、同僚から提出された同社の辞令及びC社の「昭和43年分 給与所得の源泉徴収票」の記載内容並びに同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該期間にA社B事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年8月の標準報酬月額については、A社B事業所に係る事業所別被保険者名

簿に記録されている請求者の昭和 43 年 7 月に係る厚生年金保険の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 43 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 43 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 43 年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和 43 年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和 43 年 8 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 43 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和 43 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された C 社の社内報における創立時の記録、同僚から提出された同社の辞令、給料支給明細書及び「昭和 43 年分 給与所得の源泉徴収票」の記載内容、D 社の回答、並びに同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該期間に C 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 43 年 9 月から同年 11 月までの期間に係る標準報酬月額については、C 社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている請求者の昭和 43 年 12 月に係る厚生年金保険の記録から、6 万円とすることが妥当である。

一方、C 社に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 43 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、昭和 43 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は当該期間に既に法人であったことが確認できる上、同僚から提出された同社社内報における創立時の記録において、5 人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 43 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 43 年 9 月から同年 11 月までの期間において、C 社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 43 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600651号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600224号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年8月31日から同年9月1日に訂正し、昭和43年8月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

また、C社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年12月1日から同年9月1日に訂正し、昭和43年9月及び同年10月の標準報酬月額を5万2,000円、同年11月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

昭和43年8月31日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

A社B事業所の事業主は、請求者に係る昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間、C社の事業主は、請求者に係る昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月31日から同年12月1日まで

昭和43年8月31日までA社B事業所に勤務し、同年9月1日からC社にて、E業務などの仕事をしてきたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る人事記録及び同社の回答、同僚から提出された同社の辞令及びC社の「昭和43年分給与所得の源泉徴収票」の記載内容並びに同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該期間にA社B事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年8月の標準報酬月額については、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿に記録されている請求者の昭和43年8月の随時改定の記録から、5万2,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和43年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和43年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和43年8月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和43年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間について、D社の回答、同僚から提出されたC社の辞令、給料支給明細書及び「昭和43年分給与所得の源泉徴収票」の記載内容並びに同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該期間にC社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿に記録されている請求者の昭和43年8月の随時改定の記録、同僚から提出されたC社に係る給料支給明細書及びC社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている請求者の昭和43年12月の記録から、昭和43年9月及び同年10月は5万2,000円、同年11月は5万6,000円とすることが妥当である。

一方、C社に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和43年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、昭和43年9月1日から同年11月30日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は当該期間に既に法人であったことが確認できる上、同僚から提出された同社社内報における創立時の記録において、5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和43年9月から同年11月までの期間において、C社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和43年9月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600325号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600039号

第1 結論

平成2年4月から平成4年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月から平成4年5月まで

平成4年*月の娘の誕生を機に、平成4年4月頃、まず、妻が平成2年度から平成4年度までの3年分の国民年金保険料を、当時の住まいの近くにあったA社会保険事務所(当時)において現金で納付した。

数日後、今度は、私が自分の平成2年度から平成4年度までの3年分の国民年金保険料を、同じ社会保険事務所において現金で納付した。

その際、妻も私も、A社会保険事務所で担当した男性職員に領収書の発行を求めたが、領収書は発行できないと言われ、領収書は受け取っていない。

その後、夫婦でいずれも3年分納付した国民年金保険料のうち、妻については、平成3年4月から平成5年2月まで、私については、平成2年4月から平成4年5月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

当時、担当した男性職員の容姿等を鮮明に記憶しており、請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料をA社会保険事務所で納付した際、職員から領収書は発行できないと言われたと主張しているが、日本年金機構B事務センターは、領収書を作成せずに保険料を受領することはなかったとし、請求者が記憶している職員は確認することができず、請求期間当時の国民年金保険料徴収に関する事件、事故等についても確認できなかった旨回答している。

また、請求者の主張によれば、平成4年4月頃に平成2年度から平成4年度までの3年分の国民年金保険料について、A社会保険事務所で納付したことになり、一部は過年度納付、一部は現年度納付となる所、日本年金機構B事務センターは、現年度保険料に関しては、平成14年

3月までは市役所の取り扱いだったため、請求期間当時、社会保険事務所では領収することはできなかつた旨回答している。

なお、請求者が現年度に納付したとする平成4年度の保険料のうち、平成4年6月から平成5年3月までの保険料は過年度に納付された記録となっていることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600326号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600040号

第1 結論

平成3年4月から平成5年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成5年2月まで

平成4年*月の娘の誕生を機に、平成4年4月頃、まず、私が自分の平成2年度から平成4年度までの3年分の国民年金保険料を、当時の住まいの近くにあったA社会保険事務所(当時)において現金で納付した。

数日後、今度は、夫が平成2年度から平成4年度までの3年分の国民年金保険料を、同じ社会保険事務所において現金で納付した。

その際、夫も私も、A社会保険事務所で担当した男性職員に領収書の発行を求めたが、領収書は発行できないと言われ、領収書は受け取っていない。

その後、夫婦でいずれも3年分納付した国民年金保険料のうち、私については、平成3年4月から平成5年2月まで、夫については、平成2年4月から平成4年5月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

当時、担当した男性職員の容姿等を鮮明に記憶しており、請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料をA社会保険事務所で納付した際、職員から領収書は発行できないと言われたと主張しているが、日本年金機構B事務センターは、領収書を作成せずに保険料を受領することはなかったとし、請求者が記憶している職員は確認することができず、請求期間当時の国民年金保険料徴収に関する事件、事故等についても確認できなかった旨回答している。

また、請求者の主張によれば、平成4年4月頃に平成2年度から平成4年度までの3年分の国民年金保険料について、A社会保険事務所で納付したことになり、一部は過年度納付、一部は現年度納付となる所、日本年金機構B事務センターは、現年度保険料に関しては、平成14年

3月までは市役所の取り扱いだったため、請求期間当時、社会保険事務所では領収することはできなかった旨回答している。

なお、請求者が現年度に納付したとする平成4年度の保険料のうち、平成5年3月の保険料は過年度に納付された記録となっていることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501742号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600041号

第1 結論

昭和54年4月から昭和56年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月から昭和56年8月まで

私は、昭和54年3月に大学を卒業し、時期ははっきり覚えていないが、国民年金の加入手続を行い、社会人の矜持として請求期間の国民年金保険料を納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該記号番号前の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年9月頃に払い出されていることが確認できることから、請求者は、この頃に加入手続を行ったと考えられ、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、訂正請求当初は、大学卒業直後の昭和54年4月頃に国民年金の加入手続を行い、同年同月から毎月国民年金保険料を納付したと主張していたが、その後、国民年金の加入手続時期、国民年金保険料の納付開始時期及び納付頻度に関する記憶については明確でないと陳述内容を変更しており、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる陳述を得ることができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600524号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600042号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和37年3月まで

私は、自宅に来た市役所の職員の勧めで昭和35年10月頃から国民年金に加入し、国民年金保険料については、最初の頃は自宅に来る集金人に納め、その後は自分で市役所へ納めに行っていた。また、兄の恩給の手続で市役所へ行ったときに、年金課で私の国民年金保険料の納付を確認してもらったところ、職員から「全部納付している。年金は全額支給される。」と言われたのにも関わらず、請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者が所持する国民年金手帳の発行日及び請求者より10番前の被保険者に係る国民年金被保険者名簿の手帳発行年月日がいずれも「昭和38年10月16日」と記載されていることから、この頃に払い出されたものと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は昭和38年10月頃に行われたものと考えられることから、昭和35年10月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、加入手続が行われたと考えられる時点では請求期間のうち昭和36年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者は、昭和32年10月から平成11年9月まで同一住所に居住しており、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたことを確認することができない。

さらに、請求者が所持する昭和39年5月28日に保険料を納付した際の領収証書によれば、請求者は、同日時点で遡って納付可能な請求期間直後の昭和37年4月から昭和39年3月までの2

年分の保険料を納付していることが確認でき、当該納付時点では請求期間の保険料は時効により納付できない上、請求者は、当該納付以外に国民年金保険料を遡って納付したことは覚えていない旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500632号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600217号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B局における共済組合員としての資格取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月1日から昭和50年5月15日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の共済組合員記録がない。昭和49年4月に採用され、昭和50年5月頃まで勤務していたので、請求期間を共済組合員記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社B局の事業所別被保険者名簿により、請求者と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員に照会を行い、請求期間当時、A社のC支部に勤務したとする複数の従業員から回答は得られたものの、請求者の同局における勤務期間について具体的な回答は得られず、請求者が同局に勤務していた期間について確認できない。

また、D社E部及びF社G支社は、請求者が勤務した履歴を確認できる資料を保有していないため、請求者の勤務について確認できない旨回答している。

さらに、H共済組合は、請求者の組合員資格取得届、組合員資格喪失届、退職一時金請求書、退職一時金計算書、人事履歴に係る資料及び共済組合員加入記録について保有していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における共済組合員の資格について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間において請求者が共済組合員であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501825号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600218号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年3月30日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。同社には平成11年3月31日まで勤務し、次の会社には同年4月1日から勤務した。

退職当時の給与明細書を提出するので、資格喪失年月日を平成11年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る労働者名簿により、請求者は平成11年3月30日付けで社員からアルバイトに雇用形態が変更となり、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年5月31日に退職となっていることが確認できるところ、同社の現在の社会保険事務担当者は、アルバイトの中で厚生年金保険の被保険者要件を満たした者については、厚生年金保険に加入させていることから、請求者については厚生年金保険の被保険者要件を満たさなくなったと思われる旨陳述している。

また、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る健康保険被保険者資格喪失届(資格喪失年月日は平成11年3月30日)により、健康保険被保険者資格の喪失年月日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致していることが確認できる上、請求者の同社における雇用保険の離職日は同年3月29日となっており、健康保険及び厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(離職日の翌日)と符合していることが確認できる。

さらに、請求者から提出された支給年月が平成11年3月と記載されている給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社は、同社においては、月末に在籍する被保険者についてその月の保険料を控除する取扱いになっており、当該給与明細書は、記載されている義務日数から、同年2月21日から同年3月20日までを計算期間とする同年3月支給分の給与明細書であり、同年2月末を含んでいることから、当該給与明細書において控除さ

れている厚生年金保険料は、同年2月分の厚生年金保険料である旨回答している。

加えて、請求者が記憶する上司及び同僚、請求期間当時に経理又は社会保険担当者であったとされる者並びに平成11年の月末又は月初に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうち、所在が確認できた者へ文書照会を行ったものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者としての勤務実態及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者としての勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501821号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600219号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年9月1日から同年10月16日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社には昭和60年9月1日に入社したので、厚生年金保険の資格取得年月日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社員マスタにおいて、請求者の入社日は昭和60年9月9日と記載されていることから、請求者は請求期間のうち、同年9月9日から同年10月15日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者のA社における厚生年金保険の資格取得年月日以前に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員及び請求者が記憶する従業員並びに請求期間において経理及び社会保険事務を担当していたとする従業員へ照会を行ったものの、照会に回答のあった従業員は、いずれも請求者の入社日については不明である旨回答していることから、請求期間のうち、昭和60年9月1日から同年9月8日までの期間については、請求者が同社に勤務していたことが確認できない上、上記社員マスタにおいて、請求者の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和60年10月16日と記載されており、事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、請求期間において経理及び社会保険事務を担当していたとする従業員は、厚生年金保険の資格取得年月日より前の期間に係る厚生年金保険料を、給与から控除したことはなかった旨回答している上、厚生年金保険の資格取得年月日より前から勤務していたと回答した複数の従業員も、厚生年金保険の資格取得年月日より前の期間に係る厚生年金保険料は控除されていない旨回答している。

さらに、請求者の厚生年金保険の資格取得年月日が昭和60年10月16日となっていることについて、A社は、入社日である同年9月9日の翌月の給与締切日の翌日を資格取得年月日とした

と思われる旨回答しているところ、同社の事業所別被保険者名簿において、多くの従業員の厚生年金保険の資格取得年月日が請求者と同様に 16 日となっていること並びに照会に回答のあった複数の従業員が自身の入社時期について、事業所別被保険者名簿により確認できる厚生年金保険の資格取得年月日より前に入社した旨回答していることから判断すると、同社では請求期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳を保有しておらず、請求者も請求期間に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。